

資料 1

スポーツガイドライン（仮称）
骨子（案）

平成29年2月24日

運動・スポーツガイドライン（仮称）策定に向けた作業部会

スポーツガイドライン（仮称）-骨子（案）-

平成29年2月24日

運動・スポーツガイドライン（仮称）策定に向けた作業部会

第1章 スポーツ施策の方向性～第2期スポーツ基本計画の議論を踏まえて～

- スポーツは、世界の人々に大きな感動や楽しみ、活力をもたらすものであり、言語や生活習慣を超え、人類が共同して発展させてきた世界共通の文化の一つである。心身の両面に影響を与える文化としてのスポーツは、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や個々人の心身の健全な発達に必要不可欠なものとなっている。
- このため、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会を確保することは、あらゆる世代の人々にとって大きな意義がある。
- また、スポーツ基本法（平成23年8月）においては、スポーツは、「次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼす」と規定されているとおり、スポーツ・インテグリティ（誠実性・健全性・高潔性）を高め、クリーンでフェアなスポーツの推進に一体的に取り組むことは、スポーツの価値の一層の向上に貢献する。
- 一方、同法において、スポーツは、「心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵(かん)養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動」と規定されており、スポーツの範囲は広く捉えられている。
- スポーツ基本法に基づいて策定される「スポーツ基本計画」は、現在スポーツ審議会において「第2期スポーツ基本計画」の策定に向けた議論が行われているところであるが、その中においても、「スポーツには、競技としてルールに則り他者と競い合い自らの限界に挑戦するものや、健康維持や仲間との交流など多様な目的で行うものがある。例えば散歩やダンス・健康体操、ハイキング・サイクリングもスポーツとして捉えられる。」とされている。

- すなわち、スポーツには、「オリンピック・パラリンピック競技種目のようなものだけでなく、スポーツ・レクリエーション活動や、新たなルールやスタイルで行うニュースポーツ」なども含まれるため、まさにスポーツはすべての国民生活に大きくかかわっているといえる。
- さらに、スポーツへの関わり方としては、スポーツを「する」ことだけでなく「みる」「ささえる」ことも含まれる。「第2期スポーツ基本計画の策定について（中間報告）」においても、「「みる」ことがきっかけで「する」「ささえる」ことを始めたり、「ささえる」ことで「する」ことのすばらしさを再認識することもあり、スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことで全ての人々がスポーツに関わり、その価値が高まっていく」と盛り込まれている。
- このように、「スポーツを「する」人を増やしつつ、これに加え、「みる」「ささえる」人を含めて「スポーツ参画人口」として捉え、これまでスポーツに無関心であった人々や、したくてもできなかった人々も巻き込んで、全ての人々がスポーツに関われるようにしていくことが重要」でありスポーツが果たしている役割やスポーツへの多様な関わり方等をしっかりと認識した上で、その重要性を広く国民にわかりやすく伝えることが不可欠である。

第2章 本「ガイドライン（仮称）」が目指しているもの

1. 「スポーツガイドライン（仮称）」の必要性

- スポーツは、年齢、性別、障害の有無等に関わらず、誰もが参画できるものであり、国民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも、スポーツに親しむことができる環境を整備し、スポーツへの参画（する・みる・ささえる）を促進することは重要な課題である。
- しかしながら、成人の週1回以上のスポーツ実施率は、平成28年度で42.5%と低調になっており、年代別に見ると、20代～40代の働き世代の実施率が特に低くなっている。また、この1年間に運動・スポーツを行わなかった者の割合は32.9%にも達しており¹、「第2期スポーツ基本計画の策定について（中間報告）」に掲げている成人の週1回以上のスポーツ実施率を3人に2人（65%程度）及び成人のスポーツ未実施者（1年間に一度もスポーツをしない者）の数をゼロに近づけるといふ目標には遠く及ばない状況にある。

¹（出典）スポーツ庁「スポーツの実施状況等に関する世論調査（平成28年度）」

- また、1週間の総運動時間が0分の子供は、小学5年生の男女及び中学2年生男子で約3～5%占め、中学2年生女子においては約15%にも及ぶことから子供のころからのスポーツ習慣の確立は大きな課題である²。
- 国民医療費が、年間約41兆円にも達している中³、スポーツは医療費抑制効果があるとの調査結果も出ており、各世代におけるスポーツ実施者の拡大は重要である。
- さらに、直接的なスポーツ観戦率は、全体で24.7%であるが、「過去1年間に運動・スポーツを実施していない」層については、12.7%と低くなっている。また、スポーツボランティアの実施率についても、全体で6.1%であるが、「過去1年間に運動・スポーツを実施していない」層については、1.5%と非常に低くなっている⁴。
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、運動・スポーツへの興味・関心を高める絶好の機会にあり、スポーツ参画人口拡大に資する取組の強化は喫緊の課題である。
- このような中、日本再興戦略2016（平成28年6月2日閣議決定）では、「参加しやすい新しいスポーツの開発・普及等や職域における身近な運動を推奨、ライフステージに応じた運動・スポーツプログラム等の充実（中略）について検討し、今年度中にその方向性について結論を取りまとめる。」とされている。
- また、「第2期スポーツ基本計画の策定について（中間報告）」では、「国は、「する」「みる」「ささえる」スポーツの楽しみ方や関わり方等を分かりやすく提案するとともに、スポーツ未実施者への働きかけやスポーツの継続的实施のための方策等について整理した「ガイドライン」を策定し、その普及を通じて地方公共団体やスポーツ団体等の取組を促進することにより、誰もがライフステージに応じてスポーツに親しむ機会の充実を図る。」という内容が盛り込まれている。

²（出典）文部科学省「平成28年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」

³（出典）厚生労働省「平成26年度国民医療費の概況」

⁴（出典）スポーツ庁「スポーツの実施状況等に関する世論調査（平成28年度）」

- 以上のように、スポーツの意義や価値、位置づけなどを分かりやすく提示するとともに、それぞれのスポーツ関係者等の役割を国民の立場に立ってわかりやすく解説した、「スポーツガイドライン（仮称）」を策定することで、スポーツ参画人口の拡大を図ることが求められている。

2. 本「ガイドライン（仮称）」の方向性

- 平成 27 年 10 月に発足したスポーツ庁においては、国民のスポーツへの参加意欲を向上させ、自主的、かつ、積極的にスポーツ活動に取り組める環境の整備を図っていくこととしている。
- また、平成 23 年 7 月 15 日に日本体育協会と日本オリンピック委員会が採択した「スポーツ宣言日本～二十一世紀におけるスポーツの使命～」においても、「スポーツは、自発的な運動の楽しみを基調とする人類共通の文化である。」と記載があることを踏まえれば、本「ガイドライン（仮称）」により、自主的に何らかの意図を持って、「する」「みる」「ささえる」スポーツに参画することで、「楽しさ」「喜び」といったスポーツの価値を実感できる者を増やしていくことに重きが置かれるべきであると考えます。
- しかしながら、平成 28 年度調査においては、「運動・スポーツが嫌いなものとも大きな理由」のうち、「苦手だから」と挙げた者の割合は、42.0%と非常に高い割合となっており⁵、スポーツへの心理的ハードルを下げることは、スポーツ参画人口を拡大する上でも重要な課題である。
- このため、スポーツ参画人口の拡大を図り、「一億総スポーツ社会」を実現するためには、スポーツへの多様な関わり方をわかりやすく提示するとともに、スポーツ参画への阻害要因に対するアプローチ方策について広く普及することで、自主的、かつ、積極的にスポーツに参画する者を増やしていくことが重要である。

3. 本「ガイドライン（仮称）」の「対象者」及び「利用者」

- スポーツの魅力や意義をより広く発信していくためには、国民に直接スポーツ機会を提供する地方公共団体やスポーツ団体等といった、スポーツ関係者等の取組を促進する必要がある。このため、スポーツ関係者等の取るべき行動やアクション例についてまとめた「スポーツガイドライン（仮称）」を策定し、より多くの人々のライフステージに応じたスポーツへの自発的かつ

⁵（出典）スポーツ庁「スポーツの実施状況等に関する世論調査（平成 28 年度）」

多様な関わりの促進につなげる必要がある。

- 想定されるスポーツ関係者等は、学校や地方公共団体、地域スポーツクラブ、スポーツに関する研究者やスポーツ指導者、民間事業者やマスコミなどが含まれることはもちろんのこと、スポーツを通じた健康づくりに携わる者など、スポーツにかかわる幅広い関係者が想定され、本「ガイドライン（仮称）」を活用することで、ひいては、国民のスポーツ参画促進につなげていくことが期待される。
- また、スポーツの振興に向けては、スポーツ関係者が一体となって、スポーツ市場の拡大、スポーツ環境やスポーツ団体の充実を通じたさらなるスポーツ参画人口の拡大という好循環を創出するように取り組むことが必要である。
- 以上の点を踏まえて、第3章においては、スポーツ庁が目指している方向性及び目標値を示しつつ、それらを達成するために、それぞれのスポーツ関係者等におけるアクションや実践例の見える化を図ることで、国民のスポーツ参画を促進する。

第3章 スポーツへの参画を促すための3つの方向性

- 本章では、第1章、第2章を踏まえて、スポーツ参画人口を一体的に推進していくため、「する」「みる」「ささえる」のそれぞれの観点におけるアクション例や具体的な実践例をまとめる。

① 「する」スポーツ人口の拡大

<目標例>

〇〇〇〇

(1) 子供世代のスポーツ参加促進に向けた方策

1. 場所の確保
2. 地域での取組

(2) ビジネスパーソン・子育て世代のスポーツ参加促進に向けた方策

【ビジネスパーソン向けに期待される取組】

1. 早朝や仕事帰りの時間帯の有効活用
2. 通勤時間、休憩時間等を活用した取組

【地域住民向けに期待される取組】

1. スポーツへの興味・関心を喚起する取組
2. 女性のスポーツ参加に向けた取組の推進

(3) 高齢者世代のスポーツ参加促進に向けた方策

1. スポーツを通じた健康増進
2. グループで行うスポーツ活動の推進

(4) 障害者のスポーツ参加促進に向けた方策

(5) 共通して取り組むべき方策

1. スポーツを安全に実施するための方策
2. メディアを活用した方策
3. スポーツツーリズム（スポーツを目的とした旅行）の推進
4. 新しいスポーツの普及・開発（多様なスポーツへの関わり）

②「みる」スポーツ人口の拡大

<目標例>

〇〇〇〇

〇「みる」スポーツに関わるスポーツ人口の拡大

1. スポーツファンを増やす取組
2. その他みるスポーツの魅力向上に向けた取組

③「ささえる」スポーツ人口の拡大

<目標例>

〇〇〇〇

〇「ささえる」スポーツに関わるスポーツ人口の拡大

1. 「ささえる」スポーツの見える化
2. スポーツ大会・イベント等の開催・誘致

第4章 今後の検討課題

- 〇 スポーツ参画者を増やしていくに当たって、スポーツに興味・関心のない層をスポーツの世界に取り込む「行動変容」を促す視点が必要である。例えば、デスクワークに対しては、座位行動を減らす必要があり、そのための取組として、スタンディングデスク等を有効活用した職場環境の整備を提案している専門家もいる。こういった日常生活における健康リスクのエビデンスを踏まえ、例えば、座りすぎの解消を通じてスポーツ参加につなげるといった仕掛けが期待できる。
- 〇 また、スポーツに興味・関心のない人たちをスポーツの実施に直接的に促すという観点だけではなく、例えば、スポーツを「みる」ことや「ささえる」ことを通して、スポーツの価値を認識し、「する」ことに行動変容を期待することもできる。
- 〇 このように、どのような取組がスポーツ参画の促進につながるのかの方策については、本「ガイドライン（仮称）」の策定に当たり、引き続き検討が必要である。

- さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、さらなる障害者スポーツの振興を図っていくためにも、障害者スポーツへの参加・促進を促す観点からの検討も必要である。